

特定処遇改善加算について

当該法人の居宅介護事業所「えんじょい」、通所事業所「CIL ひめじ りぷるす」では、特定処遇改善加算の支給を下記の者を対象とし、各グループ内にて「資格」「勤続年数」「時間数」を評価し毎月の給与支給日に「処遇改善手当」の一部として支給しております。

①「経験・技能のある障害福祉人材」

- ・ 常勤職員であり、介護福祉士で実務経験（他事業所の勤務を含む）10年以上の者
- ・ 常勤職員であり、介護福祉士を有し且総合評価が5及び4の者

②「他の障害福祉人材」

- ・ 常勤職員であり、ヘルパー業務に従事する者
- ・ 常勤職員であり、支援員として従事する者

③「その他の職種」

- ・ えんじょい及び、りぷるすに関わる事務処理及び労務に携わる者
- ・ 当事者職員で利用者のケースや相談業務に従事する者

特定非営利活動法人 姫路自立生活支援センター
理事長 河原 正明